

妊娠でお悩みの方へ

体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）による不妊治療を受けられたご夫婦と不育症の治療をしているご夫婦に対して、治療費の一部を助成します。

平成29年4月より特定不妊治療費助成の申請期限等の内容が変わりました！

	特定不妊治療費助成	不育症治療費助成
対象となる治療	神奈川県不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業の助成決定を受けた治療。 (体外受精・顕微授精（混合診療を除く）・男性の不妊治療)	不育症専門の医療機関による治療（混合診療を除く）
助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻をしている ・申請書の1年以上前から大磯に住所を有している ・神奈川県不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業の助成決定を受けている ・町税を滞納していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻をしている ・申請書の1年以上前から大磯に住所を有している ・町税を滞納していない ・平成29年度に指定医療機関にて不育症の治療を完了している ・前年の夫婦合計所得額が730万円未満
申請期限	県の助成決定通知日の月の翌月から6か月以内	不育症治療終了日から6か月以内
助成額	上限10万円。(特定不妊治療については県の助成額が7万5千円の場合は、上限5万円)	
回数	県の決定通知書の通知の属する年度に対し1回とし、通算して5回を限度とする	1年度につき1回限りで、通算して5回を限度とする

※不育症は、不妊症とは違い妊娠はするけれど、流産や死産を繰り返し、胎児が育たない状態をいいます。妊娠が継続できなかつた原因がはっきりすると、治療により妊娠を継続することができるようになります。まずは専門医に相談をしてください。

詳しくはスポーツ健康課までお問い合わせください。

☎スポーツ健康課 ☎内線309

空き家等所有者の皆さんへ！
空き家の適正管理をお願いします！

町では、平成27年6月より本庁舎都市計画課内に「空き家等相談窓口」を開設しています。これまで120件に上る相談があり、主な内容としては、空き家等敷地内の樹木・草木による苦情が最も多く、次いで利用できない空き家物件はないかという順になっています。しかしながら、実際に空き家を貸したい、売りたいといった所有者からの相談は、10件に至っていません。

現状では、町内におおよそ900件（平成25年住宅・土地統計調査）の利用目的の決まっていない非管理空き家が存在していることから、適正な管理への対策が急務となっております。

これらを踏まえ本町では、今年4月より「大磯町空き家等対策に関する指針」既存ストックを活かし未来につなぐためのガイドライン」を公表し、空き家の抑制や利活用の推進及び適正管理について対策を講じていきます。

空き家の所有者の多くが高齢になるなか今後の管理や活用等については、本人だけでなく、ご親族とも一緒に、1歩ずつ前向きにお考えいただきたいと思えます。

☎電話による相談
受付時間 8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始を除く）
●Fax・メールによる相談
24時間受付可能ですが、回答は翌平日以降となります
Fax (61) 1991 (代表)
✉akiyasoudan@town.oiso.kanagawa.jp
☎内線242

☎電話による相談
受付時間 8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始を除く）
●Fax・メールによる相談
24時間受付可能ですが、回答は翌平日以降となります
Fax (61) 1991 (代表)
✉akiyasoudan@town.oiso.kanagawa.jp
☎内線242

☎電話による相談
受付時間 8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始を除く）
●Fax・メールによる相談
24時間受付可能ですが、回答は翌平日以降となります
Fax (61) 1991 (代表)
✉akiyasoudan@town.oiso.kanagawa.jp
☎内線242

